

# 消費経済審議会への諮問について

- 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第 64 条第 1 項の規定により、以下の事項に関する政令の制定又は改廃に当たっては、消費経済審議会への諮問が必要

## 【諮問事項】

特定商取引法第26条第 1 項第 8 号二に規定する、適用除外に係る規定の改正

## ○特定商取引法

（消費者委員会及び消費経済審議会への諮問）

第六十四条 主務大臣は、第二条第四項第一号、第二十六条第一項第八号二、第三項、第四項各号、第五項第一号若しくは第二号、第六項第二号若しくは第七項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項、第四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

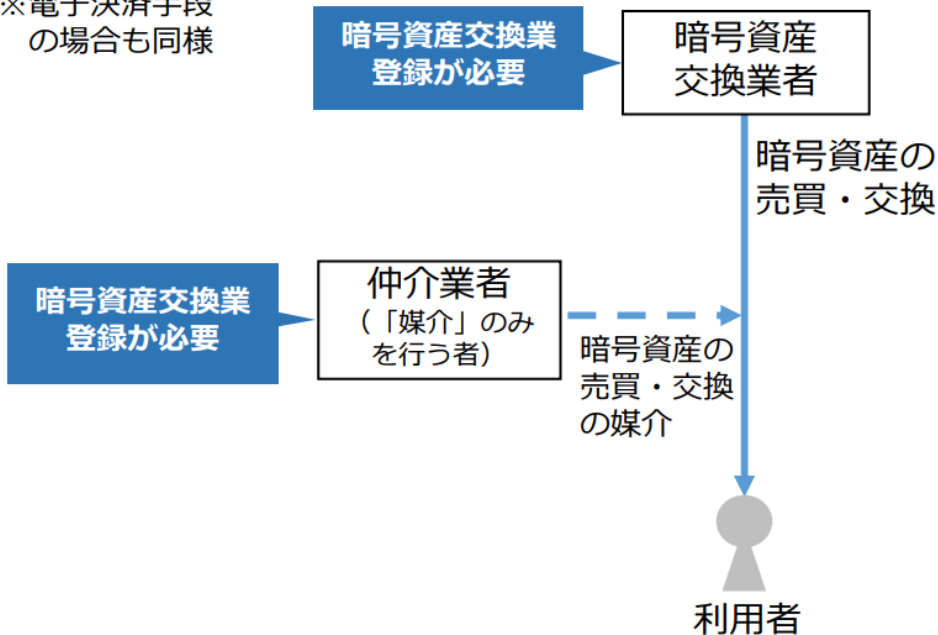
2 （略）

# 資金決済に関する法律の一部を改正する法律について

- 令和7年6月13日に、資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第66号。以下「改正法」という。）が公布されたところ。
- 改正法により、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）の一部が改正され、金融のデジタル化等の進展に対応し、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するための措置の一環として、**電子決済手段・暗号資産サービス仲介業**が創設されることとなった。

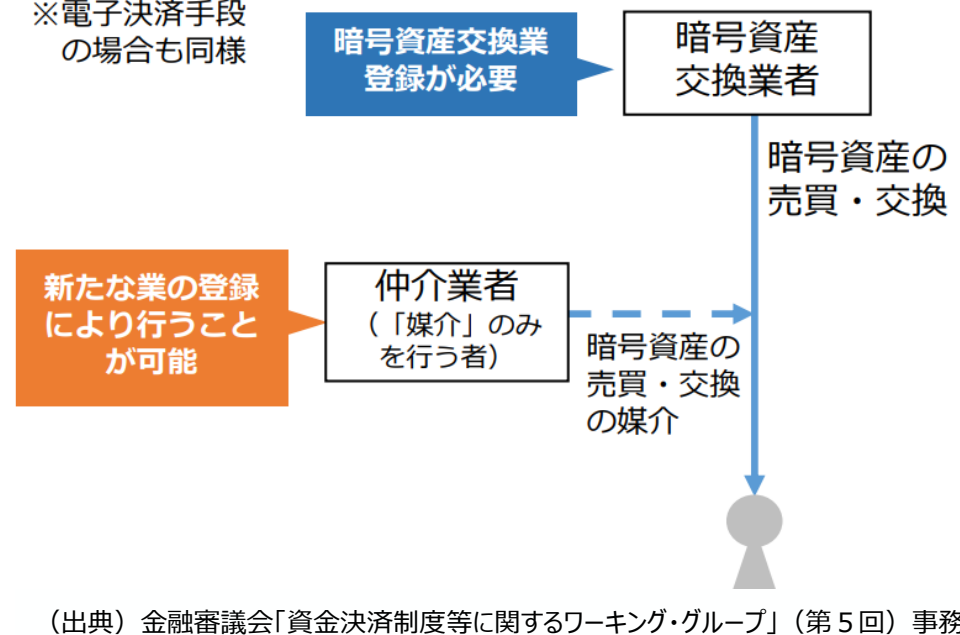
## 【改正前】

※電子決済手段の場合も同様



## 【改正後】

※電子決済手段の場合も同様



# 特定商取引法の適用除外について

- 特定商取引法においては、他の法律の規定によって、訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売（以下「訪問販売等」という。）に係る取引を行う購入者等の利益を保護することができる認められる場合は、訪問販売等の各規制の適用除外としている。
- 特定商取引法第26条第1項第八号二に基づく適用除外については、各個別法において、実効性のある規制体系が構築されているか否か、つまり不当な勧誘や広告等について、以下の2点が満たされているかにより判断している※。
  - ①消費者被害に対する是正措置が整備されていること
  - ②是正措置を発動することが可能となるような法目的との整合性

## ○特定商取引法 (適用除外)

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一～七 (略)

八 次に掲げる販売又は役務の提供

イ～ハ (略)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができる認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

2～10 (略)

※ 具体的には、業務改善命令、約款変更命令、指示、懲戒等に該当する措置が法律上規定されており、事業者の不当な勧誘や不当な広告等によって消費者被害が発生した際に発動することが可能であり、消費者被害が発生している状況を一定の強制力をもって改善することができる認められる場合を指す。

# 特定商取引法の適用除外への該当性について

- 新設される事業者が行う役務の提供については、以下の消費者保護機能が図られ、特定商取引法の適用除外の判断基準に合致するものである。
- よって、特定商取引法施行令を改正し、特定商取引法の適用除外とするための措置を講じることとしたい。

## ①消費者被害に対する是正措置が整備されていること

改正資金決済法は、改正法により新設される事業者等に対して、監督上の対応として、業務改善命令に関する規定や（同法第63条の22の19）、同法に違反したときに、当該事業者の登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる規定を整備している（同法第63条の22の20第1項）

この他、利用者保護の観点から、その行う業務について以下の措置を義務付けている。

- 銀行等が行う業務との誤認を防止するための説明（同法第63条の22の12第1項）
- 電子決済手段に係る仲介行為について、電子決済手段等取引業に適用される広告規制、勧誘規制等の禁止行為に関する規定（同法第63条の22の15第1項）。
- 契約内容等についての情報提供（同法第63条の22の12第1項・第2項）
- 暗号資産に係る仲介行為について、暗号資産交換業に適用される広告規制、勧誘規制等の禁止行為に関する規定（同法第63条の22の15第2項）
- その他の利用者保護のために必要な措置（同法第63条の22の12第1項・第2項）
- 利用者財産の預託を受けることの禁止（同法第63条の22の13）

これらは、適用除外として既に定められている既存の仲介業に係る役務について各法に定められている行為規制・監督規定等と同等のものである。

例：金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律）

情報提供義務（同法第25条）、顧客財産の預託禁止（同法第27条）、業務改善命令（同法第37条）、業務停止命令等（同法第38条第1項）、広告規制（同法第31条第2項）、勧誘規制等の禁止行為（同法第31条第2項）



よって、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う業務について  
①消費者被害に対する是正措置が整備されているといえる。

# 特定商取引法の適用除外への該当性について

## ②是正措置を発動することが可能となるような法目的との整合性

改正資金決済法は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等の保護を図ること等を目的としており（第1条）、消費者概念に含まれる「利用者等」の保護のために是正措置が行われ得る。

➡ よって、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が行う業務について  
②是正措置を発動することが可能となるような法目的を規定しているといえる。

### ○資金決済法 (目的)

第一条 この法律は、資金決済に関するサービスの適切な実施を確保し、その利用者等を保護するとともに、当該サービスの提供の促進を図るため、前払式支払手段の発行、銀行等以外の者が行う為替取引、電子決済手段の交換等、暗号資産の交換等、為替取引に関する分析及び銀行等の間で生じた為替取引に係る債権債務の清算について、登録その他の必要な措置を講じ、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することを目的とする。

### (業務改善命令)

第六十三条の二十二の十九 内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、その必要の限度において、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### (登録の取消し等)

第六十三条の二十二の二十 内閣総理大臣は、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条の二十二の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて電子決済手段・暗号資産サービス仲介業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第六十三条の二十二の五第一項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 二 不正の手段により第六十三条の二十二の二の登録又は第六十三条の二十二の六第一項の変更登録を受けたとき。
- 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2・3 (略)